

※いじめ防止基本方針（別紙）

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組み

（1）いじめの未然防止

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- ③ 学校評価による検証と基本方針の見直し
- ④ 日々の授業を通して
 - ・「よくわかる！浜田山小学校」の活用し、お互いが楽しく気持ちよく学習したり生活したりするために、学校のルールを守らせる。
 - ・人権尊重の理念に基づき、あらゆる偏見や差別の解消を目指す。
 - ・一人一台タブレット端末やインターネットの使用によるいじめやトラブル等、その危険性や被害について児童に正しく理解させるとともに、自ら考え判断し、危険を回避する能力を身に付けさせる。
- ⑤ 道徳の授業を通して
 - ・思いやりの心や、児童一人一人がかげがえのない存在であるといった、命を大切にすることを育む。
 - ・道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
 - ・いじめの構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」に付いての理解を深める。
 - ・道徳授業地区公開講座を通して、地域全体が連携して子どもたちの豊かな心を育めるようにする。
- ⑥ 特別活動の取組を通して
 - ・よりよい集団活動を通して学校・学級活動への所属感を高め、児童の自治的・自主的な態度を育てる。
 - ・児童会活動・クラブ活動を通して、豊かな人間性と社会性を育てる。
- ⑦ 学校行事を通して
 - ・児童の発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性・協調性を育む。
 - ・体験活動を通して、公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な知恵や技能を身に付ける。
 - ・多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童が生き生きと学習したり活動したりする活動を見てもらう機会をつくる。
- ⑧ 各家庭での取り組み
 - ・自分の子どもに関心を持ち、日頃から積極的に会話をすることで、子どもの変化に早期に気付く。
 - ・よいこと、悪いことに対して毅然とした態度で接したり、相手の立場を大切にすることを教えたりする。
- ⑨ 地域での取り組み
 - ・「地域の中で子どもは育つ」ことを再確認し、町会や各種関係団体と連携し、地域の教育力を高める。
 - ・子どもたちへの積極的なあいさつや、保護者への地域行事の参加の呼びかけをする。
 - ・気になる子どもの言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を醸成する。

（2）いじめの早期発見（「いじめ防止対策委員会」を核として対応する。）

- ① スクールカウンセラーによる相談体制の充実・状況把握
- ② 児童へのいじめについてのアンケートの実施（6月、11月、2月）
- ③ いじめに関わる情報の収集、分析、指導方針の分析
- ④ 情報のファイリングと共有（黒パソコン／共有／個人情報保存用／70）
- ⑤ 学校だよりを通じた学校の取り組みの発信と情報の収集・共有

（3）いじめの早期対応（「いじめ防止対策委員会」を核として対応する。）

- ① 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、被害児童の安全を確保するとともに、管理職に報告する。
- ② 速やかな対応策を検討し、実施する。
- ③ 被害児童とその保護者に対する支援を行う。（スクールカウンセラー等を活用したケアも含む）
- ④ 加害児童等に対する指導とその保護者に対する助言を行い、組織的・継続的な対応を行う。
- ⑤ 必要に応じて、関係機関と連携し対応する。